

補章 李奎遠と『鬱陵島検察日記』について

永島 広紀

はじめに

李氏朝鮮王朝側の19世紀後半段階での「鬱陵島」に関する史料として知られる『鬱陵島検察日記』は、特に今日に言うところの「竹島」に関する認識、否、韓国側の「非認識」を示す史料としても注目されている。しかし、しばしば日韓両側の研究で指摘・引用される割には、校訂を施した「定本」がない状態でもある。筆者（永島）は2018年8月20日に所蔵機関に赴き、原本を実見するとともに、デジタルカメラで撮影を行った。

その『鬱陵島検察日記』のテキスト原本は現在、国立济州博物館（大韓民国济州特別自治道、2001年6月開館）が所蔵している。なんとなれば、李奎遠の曾孫にあたる李恵恩氏（当時、東国大学校師範大学地理教育科教授）が寄贈したためである。2004年秋には特別展示が行われ、図録も刊行されている。現在はその一部をもって常設展示としている（後掲の【図1】【図2】）。ちなみに、李恵恩氏は2012年1月から2014年12月にかけてICOMOS-Korea（国際記念物遺跡会議・韓国委員会）の役員を務めており、ユネスコ世界遺産の選定においても日本といささかの「因縁」がある人物である。



李恵恩氏

（画像は東国大のHPより）

李奎遠の略歴、および研究上での言及

まず、『鬱陵島検察日記』の作成者¹⁾とされる李奎遠の略歴を示しておきたい。李奎遠（1833-1901）、号は晩隱、字は星五、本貫は全州、江原道金化郡金化邑岩井里にて李勉大の息として出生した。1851年、19歳の時に武科に及第し、武官として主に辺境防備の任に就いていた。副護軍（兵曹の「五衛」に所属する従四品官）在任中の1881年には鬱陵島の検察を命じられ、そのときの報告書の草稿と考えられるのが『鬱陵島検察日記』である。そして、1891年には济州牧使として济州島に赴任しており、これこそが現在に至り同日記が济州島の国立博物館に所蔵される直接の機縁となっている。すでに大韓帝国期に入っている1900年に咸鏡北道観察使に登用され、翌年に没している。

なお、李奎遠の鬱陵島検察にまつわる一件が近代の史学的手法によって世に出た濫觴はおそらく1935年に李王職が編纂した『高宗太皇帝實録』巻18・高宗18（1880）年5月22日条にみえる「副護軍李奎遠、鬱陵島検察差下、使之從近馳往到底商度、具意見修啓、以爲稟

¹⁾ 書体が異なる複数の部分から構成されていることから、李奎遠が自ら執筆した原稿ではなく、日記の末尾にその姓名が記載されている複数の随員らによる草稿に、李奎遠があらためて添削を行ったものと考えられる。

覆如何」という記事であろう。ただし、「高宗実録」として知られるこの資料が一般の目に触れるのは、はるかに後年において韓国の探求堂が復刻出版した1970年以降のことである。

すると、これに続くのは朝鮮総督府（朝鮮史編修会）が刊行した『朝鮮史』の第6編・第4巻（1938年3月）における「辛巳 朝鮮李太王十八年」の5月22日条（同書570-571頁）であろうか。この巻は『青丘學叢』に「鬱陵島 その發見と領有」（第3号、1931年2月）と「鬱陵島 の名稱に就て一（補）（坪井博士の示教に答ふ）」（第4号、1931年5月）を執筆している田保橋潔（京城帝大教授〔国史学第二講座〕）が編集の主任を務めており、同日条の記事末尾の割注には「日省録李太王辛巳年五月二十二日 承政院日記光緒七年五月二十二日 日原案一 同文彙考附編續邊禁二 通文館志卷一一紀年續編今上十八年 政治日記辛巳年五月二十三日 善隣始末附録竹島始末」と日朝双方の資料を出典として挙げており、幕末維新时期における日本側の外交史料にも通曉していた田保橋ならではの記述ぶりと言えよう。また、これは韓国外務部政務局が1955年に作成した『秘 獨島問題概論』（外交問題叢書第11号）における「六．鬱陵島 開拓斗 獨島」の記述や出典の明示においても基本的に継承されている。

その後、次項で言及する李瑄根による先駆的な論考を経て、李瑄根の史料翻刻に全面的に依拠した1987年3月における宋炳基による「朝鮮後期・高宗朝의 鬱陵島 掃討斗 開拓²⁾」（『崔永禧先生華甲紀年 韓國史學論叢』探求堂）が公表されるに至っている。さらに、宋炳基の論考を元に内藤正中・朴炳涉『竹島＝獨島論争 歴史資料から考える』（新幹社、2007年3月）が上梓されているが、その第Ⅱ章の「10『高宗実録』と鬱陵島検察」に至っては、依拠している中心的な史料である「高宗実録」が上述の如く1935年に編纂されたものであることを知ってか識らずか、また李奎遠の日記に関しても原本を未確認のままの不正確な出典の明示に止まっている。

資料に関する先行研究

さて、『鬱陵島検察日記』は李奎遠の孫である李建雄氏が韓国史研究者である李瑄根氏に提供し、そして同氏が1963年に「近世 鬱陵島 問題의 檢察使 李奎遠의 探險 成果 一그의 檢察日記를 中心한 若干의 考察一」（『大東文化研究』〈成均館大〉1、1963年8月）として公表するに至っている。なお、日記本文の翻刻を論文末尾に付録として掲載している。

ちなみに、この論文は「鬱陵島 및 獨島探險 小考 一近世史를 中心으로一」と改題・改稿されて『獨島』（大韓公論社、1965



日記原本の表紙（筆者撮影）

²⁾ のち、改稿の上で『울릉도와 독도』（檀国大学校出版部、1999年2月、〔再訂版〕2007年7月）に収録。さらに朴炳涉による邦訳（『竹島（獨島）・鬱陵島歴史研究』（新幹社、2009年10月）、同年11月に『鬱陵島・獨島（竹島）歴史研究』と改題して再刊）が刊行されているが、『鬱陵島検察日記』に関する史料上の書誌情報に関しては李瑄根論文の孫引きであり、全く更新されていない。

年11月)に収録されている。さらに、1977年8月1日付けで韓国外務部が作成した『獨島關係資料集(Ⅱ-2)』³⁾(「執務資料」77-135〔北一〕)にもそのまま再録されている。

ここで、注意すべきは、単行本に収録される段階でタイトルに追加されている「獨島」の文言であろう。言うまでもなく、韓国側が「独島(今日の竹島)」を鬱陵島の「属島」として取り扱おうとしていることを端的に示している。もちろん、『鬱陵島檢察日記』に今日の竹島(独島)はいっさい登場しない。

なお、李瑄根論文に掲載された翻刻は、誤植・誤記・脱字までを含めて慎鏞廈編『獨島領有權 資料의 探求』第2巻〔独島研究叢書⑥〕(独島研究保全協会、1999年12月)と同編『獨島領有權 資料의 探求』第3巻〔独島研究叢書⑦〕(独島研究保全協会、2000年12月)にもそのまま受け継がれている模様である。とりわけ、日記の後半に収録されている李奎遠の国王への上啓文の見出し部分にある「啓草本」を李瑄根が「啓本草」と写し間違えているところ、慎鏞廈編の資料集においても同様であることをはじめとして、おおむね李瑄根論文に掲載されたものを校訂することなしに底本としているとみて間違いない。

また、これらとは別途に既出の李惠恩氏がイ=ヒョンゲン氏との共著の形で『만은(晩隱)이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』(韓国海洋水産開発院、2006年12月)を上梓しており、きわめて史料価値が高い一書となっている。すなわち、同書にては本文の翻刻と現代韓国語訳が行われており、加えて原本(ならびに『鬱陵島外図』)の写像を表裏の全頁にわたって影印収録するに至っている。なお、上記の李瑄根の論文・慎鏞廈編の資料集とは異なり、原文通りに「啓草本」としていることをはじめとして、独自の翻刻が行われている模様である。しかし、以下に記すように、その内容には看過しがたい部分も多いのである。

日記の外形的な特徴

日記の原本は楮紙を使用、墨書、無罫・袋とじ・線装の形態をとる。推敲の部分(字句の抹消〔見え消し〕など)は上記の翻刻物には反映されていない。陰暦を使用。

本文は17丁(左右で総34頁相当)、これに表紙を加える。紙型はおおむね縦29センチ×横18.5センチ。なお、第4丁の右面以降は紙型が縦に数センチ短いものが綴じられている。ただし、第4丁の右面以降、第16丁の右面までは袋とじの内側裏面も使用している。しかし、恣意的とまでは言わずとも、原本の書誌を任意に改変、ないしは記事を編集しており、参照

³⁾ 当該資料の存在、および複写物の入手においては藤井賢二・内田てるこ両氏の教示とご配慮を賜った。記して御礼申し上げたい。

と引用の際にはかなり注意が必要である⁴⁾。

なお、上掲の『만은 (晩隱) 이규원 (李奎遠) 의 울릉도검찰일기 (鬱陵島檢察日記)』には附録として原本の影印、しかも線装を解いた上で日記の両面を印画したものを掲載している。ただし、特段の断りなしに前後の丁面を入れ替えており、同書では元々の順序を確認することは困難である。そこで小稿では、その影印物を元に、さらに筆者がデジタルカメラで撮影したものをパソコンに取り込んだ上で光学的に反転させ、裏写りしている文字を確認しうる画像部分と相互に対照することによって、日記におけるそもそもの順序を復元せんと試みた。その結果が【別添1】の『鬱陵島檢察日記』用紙上における表裏記事の対照表(稿)である。

以下、あらためて書誌的な特徴を逐条にて示しておきたい。

① 1882年4月16日(陽暦では6月1日)から5月27日(陽暦7月12日)までの日記を記載。鬱陵島には4月30日から5月11日まで滞在。ただし、「啓草本」は同年陰4月7日から記述が始まっている。なお、『鬱陵島檢察日記』は、「裏面に隠れた浄書する前の下書き」とおぼしき部分(以下「初稿」とする)、それを添削した二次的な文章(以下「二次稿」とする)、さらに国王に提出するための上啓文の草稿(もしくは控え)と考えられる部分、さらに後に『承政院日記』に収録される国王との「謁見記」的な文章といった、おおむね4種類の内容を持つ紙片を合冊・製本したものとみられる。ただし、二次稿・啓草本・謁見記は文書としては途切れがない一続きのものでもある。

② 第1～第3丁までは紙の表面のみを使用している。

⁴⁾ 『만은 (晩隱) 이규원 (李奎遠) 의 울릉도검찰일기 (鬱陵島檢察日記)』には以下のような解題が掲載されている(同書、150-151頁、原文は韓国語、筆者試訳)。「鬱陵島檢察日記は日記と啓草本から構成されている。本研究においては日記と啓草本の全文を活字に起こし、それをもって翻訳を行った。原文の状態としては紙の両面を使用し、部分的に書き加えられているため、一部は表面にあり、また一部は裏面にあったりする。かような状態で一冊を成しているゆえ、ともすれば二種類の文書が存在しているということになる。例えば、ある文書には都を出発してから都に戻るまでの内容が書かれているかと思えば、別の部分においては内容の一部だけが記録されている。」としているが、それが具体的にどの面のどの記事を示すかについての言及はない。またこの文章に続いて「本研究における本来の目的である鬱陵島檢察日記の完成本を作るため、出発から4月26日までの内容は、原本において(その日付の)天候の表示が各日付の横にあるものを原本とした。4月27日から(日記の)終了時までには天候の表示が文章の中に含まれている内容のものを原本とした。その理由としては後者の文書が日記全体の大部分を占めているためである。だからといって重なった日付の記事は全く異なる内容ではなく、内容的に大きな違いもない。このような問題が生じたのは原文の末尾に書かれている如く、ソウルと鬱陵島で啓文を草した人間がそれぞれ異なっていることに因する。(中略)従って、本章に掲載した活字化された原文と翻訳はこのような原則の下にて構成されたうえで附録Ⅲ-3-1に掲載し、残りの部分は附録Ⅲ-3-2に載せることとした。」とする。

③ 第1丁と第2丁の間には落丁がある模様(記事が4月19日の途中から4月23日に飛んでいる)。

④ 第3丁以降は紙の裏面にも記入されている(原本調査時には裏面は未確認)。前出『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』に収録された写真の印影からはすべての文字の判読が困難であるが、第3丁の裏面には太祖(すなわち初代国王の李成桂)の事績を寿ぐ賀表のような文字が散見され、しかも字体は他の丁とは大きく異なる。

⑤ 第3丁の左面は4月29日の記事の半ばで途切れるが、これまで韓国で編纂された翻刻物は裏面にある記事でもって日付を繋いでいる。ただし、上掲書の印影からでは不鮮明ではあるが、第4丁から第5丁にかけて見える削字・推敲の部分は第4丁・第5丁の裏面使用部分の文章ではその修正部分が反映されているようである。

⑥ 第4丁以降は紙型が変わる(縦が短くなる)。なお、第4丁から第17丁までは表裏をあわせて一体のものと考えられ、逆に第1～3丁は別の時期・書き手によるものが、最終的に合綴されたものと推測される。

⑦ 第4丁(右面)は5月9日の記事が途中から開始されている。以降、最終の第17丁までは記事が一続きになっており、初稿・二次稿あたりでは頻繁に見られる改行も行われていないことが多い。

⑧ 第4丁以降の紙の「裏」面には4月24日の途中から5月11日の記事が記載されている(原本では未確認、前出『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』に収録された原本の印影より同定を試みた)。なお、上述の翻刻物においては裏面の文字起こしも行っているが、書誌的な説明はほとんど行われておらず、時系に沿って並べ直し、重複した部分を削除するなど、恣意的な編集が行われているところが認められる(【別添2】を参照)。

⑨ 線装の紐は、たびたび取り換えられている模様。おそらく、かつては裏写りしている面の確認も容易であったと考えられる。

⑩ 日本人の集団と遭遇した日付にズレがある(日記の初稿・二次稿ともに5月10日条に書かれているのに対して、「啓草本」部分ではなぜか5月5日のこととなっている)。

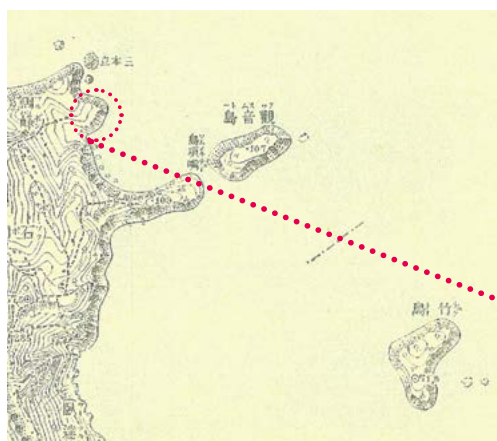
若干の考察

本資料は既述の通り、大きく見て「裏面に隠れた浄書する前の下書き」(以下「初稿」)の部分、翻刻の対象となっている初稿を削字推敲した二次的な原稿(以下「二次稿」)、さらに国王に提出される報告書(「啓本」)のドラフトである「啓草本」の部分から成っている。そして、「啓草本」

の末尾には『承政院日記』にも収録されることになる高宗と李奎遠とのやり取りが、ほぼ同文で記載されている。

①「初稿」「二次稿」「啓草本」ともに5月9日の記事には「島項」「竹島」の名が見える

「島項」は、1900年の勅令41号に見える「石島」ではないかと推測される「観音島」の別名として知られる。朝鮮総督府陸地測量部が1917年10月に作成した5万分の1地図には観音島の横に「島項嘴」が描かれている。周知の通り、韓国側としては、「于山(島)」を「独島(現在の竹島)」に比定する一方、のちに『皇城新聞』1906年7月13日付けの記事に見える鬱陵島の附属島嶼としての「石島」こそが「独島」であるとの史料的根拠を欠いた主張を繰り返している。もし、「于山」は鬱陵の別称であり、また「石島」が「島項」であることが立証できれば、韓国側主張の根拠は一気に崩れることを意味する。現在のところ、後者に関しては決め手を欠くところではあるが、前者に関しては以下に見る『鬱陵島檢察日記』での記述が韓国側の主張を大きく突き崩す可能性を秘めていると考えられる。



⇒丸点線囲みのあたりから島項嘴と観音島
を見ていると推測される写真



『京城日報』1932年7月19日付朝刊5面

1932年7月19日付けの『京城日報』に「鬱陵島風景＝島項嘴と観音島」なる写真記事(写真とキャプションのみで本文はない)が掲載されており、「島項嘴」は鬱陵島側の突端として観音島に向かって突き出している一角を指し示していると考えられる。

ともあれ、『鬱陵島檢察日記』には以下のような形で「島項」と「竹島」が登場することになっている。

「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便則卉雜腐生、高爲數百丈、廣爲數〔巾+侯〕之地、長爲五六百歩、人云島項、亦云竹島也、周可十里許、危險不可攀登」(初稿)

「東南洋中、有二小島、形如臥牛、左右回旋、一邊叢竹鬱茂、一邊雜卉腐生、高近數百丈、廣可三帷之地、一云島項、一云竹島、周可十里許、險不可攀登」(二次稿)

「南邊洋中、有二小島、形如臥牛、而左右回旋、勢若相抱、一曰竹島、一曰島項、只有叢竹而已」(啓草本)

まさしく、これらは鬱陵島の属島である「観音島(島項)」と「竹嶼(竹島)」の外形的な特徴を示した文であることに他ならない。

さて、この部分に関しては、韓国における翻刻物(李瑄根・李惠恩)にあつては、一律に「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便則卉雜腐生、高爲數百丈、廣爲數〔巾+侯〕之地、長爲五六百歩、人云島項、亦云竹島也、周可十里許、危險不可攀登」となっている。これはまさに第11丁の裏面の右側記事を本文として翻刻していることによる。慎鏞廈編の書に至つては「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便、則雜卉腐生」と、「島項」「竹島」の部分が欠落している。

しかし、李瑄根と李惠恩のそれぞれの著作における「啓草本」部分での文字翻刻は原本の文字と相違なく、慎鏞廈の編著にしてもそれは同様である。よつて、「島項」「竹島」部分を欠落させていることに何らかの意図があつてのことかは判然としない。

②「啓草本」5月13日付け記事に続く「総括」的部分

「啓草本」にのみ見える記事であるが、その末尾(高宗への謁見記事の直前)に「吏読」混じりの総括的な一文がある。以下はその一節である。

「松竹于山等島、僑寓諸人、皆以傍近小島当之、然既無圖籍之可據、又無鄉導之指的、晴明之日、登高遠眺、則千里可窮、而更無一拳石一撮土、則于山之稱鬱陵、即如耽羅之稱濟州是白如乎⁵⁾」(下線およびルビは筆者)

この文は、まさに李奎遠が出発の前に高宗に謁見した際、高宗が、つまりは『三国史記』『[新增]東国輿地勝覽』などにみられる「于山島(芋山島)」が鬱陵島とはあたかも別個に存在しているが如き記述を踏まえて高宗が李奎遠に「松竹島、芋山島、在於鬱陵島之傍、而其相距遠近、何如」と下問⁶⁾したことに對して、李奎遠がすぐさま「芋山島即鬱陵島、而芋山、古

⁵⁾ 『吏讀集成』(朝鮮總督府中樞院、1937年3月)に依れば「是白如乎(敬稱)(音)이삼다운(i-salp-ta-on)(義)デアリマストイフカラ・デアリマシタトイフノニ・デアリマシタトイフノデ・トイハレマスカラ」(同書、105-106頁)とあり、丁寧語表現にして原因・理由等を示す語尾表現である。

⁶⁾ 『承政院日記』高宗19(1882)年4月7日条。

之國都名也。松竹島、即一小島、而與鬱陵島相距、爲三數十里、其所產、即檀香與簡竹云矣」と回答し、「松竹島」は鬱陵島近在の「竹島（竹嶼）」のことであると明言したこととも対応している部分である。

李奎遠は、出発前の段階においてすでにきわめて正確な鬱陵島周辺に関する地理的情報を有しており、それが実地検分の結果、自説の正確さがあらためて証明されたということになる。そのことは国王への啓文に添付されたものと考えられる「鬱陵島外圖」（後掲の【図3】）における「竹島」「島項」の描かれ方とも符合するのである。

さらに、「晴れた日に高台に上って海側を見渡しても、ひと握りの石やひとつまみの土くれもない」と言い、続いて「于山が鬱陵のことであることは、耽羅が濟州のことであることと同様でありましょう」と言っている部分は、上記に見たように4月7日における高宗との謁見時に、于山が鬱陵にとっての「古之國都名也」と李奎遠が喝破している部分にまさに符合しているのである。

③「二次稿」中、5月11日の条に中途より挿入されている「啓草」

直前までの文章とは異なり、「啓草本」と同様に吏読混じりの文である。内容としては4月7日から5月12日までの行程に関するダイジェスト的できわめて短いものである。しかし、ここで特に注目されるのが、その啓草の冒頭に「**通政大夫**鬱陵島檢察使臣李〇〇」とある部分（網掛け・強調は筆者）である。「通政大夫」とは、正三品官に与えられる称号であり、実際、李奎遠は鬱陵島からの帰還後からまもなくの1882年7月には、鬱陵島檢察の功績が認められてのことか、それまでの副護軍（従四品官）から「四階級特進」とも言える正三品官たる「折衝將軍・慶尚左道兵馬節度使」に昇進を果たしている⁷⁾。

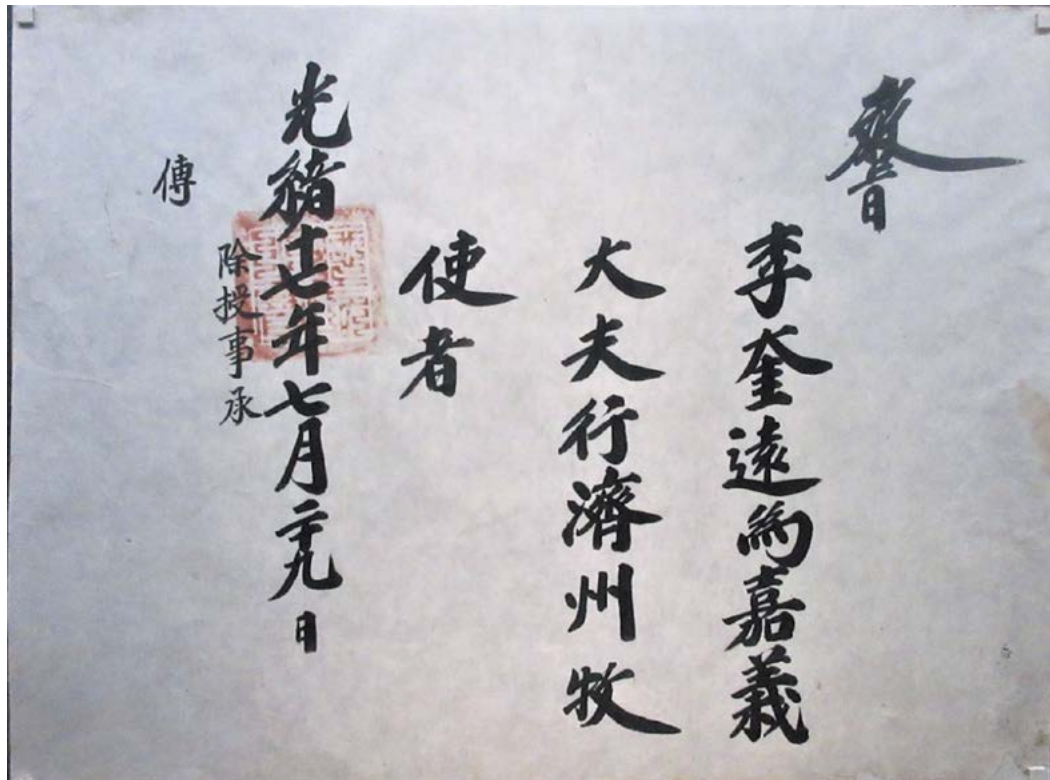
つまり、この時期の李奎遠は「通政大夫」を名乗ることが出来たことになる。さらに翌8月には早くも従二品たる「嘉善大夫」の称号を得ており、さすれば『鬱陵島檢察日記』の中で、少なくともこの部分に関しては1882年7月から8月にかけての時期に起稿された可能性が高いと言えよう。このことが他の部分に敷衍できるかについては、今後の検討課題である。しかし、仮に1882年夏に『鬱陵島檢察日記』が起草されていたのであれば、後年に編纂された二次的な史料に依拠せざるを得ないことが多い朝鮮側の歴史記録において、きわめて同時代性が高い貴重な史料であると言えよう。

⁷⁾ 『察理使李奎遠』（国立濟州博物館、2004年9月）同書、8-9頁に掲載されている李奎遠の官歴事項、および辞令書（「教旨」）の画像（同書、46-47頁）に依った。

【图 1】



【图 2】



【図3】「鬱陵島外圖」（ソウル大学校奎章閣韓国学研究所蔵）



【別添1】『齋陵島検察日記』用紙上における表裏記事の対照表（稿）

線装の表面		裏面		(備考)
表紙	「壬午四月日 齋陵島検察日記」の墨書	(文字なし)	(文字なし)	
① 第1丁・右	陰4月16日の途中から同17日	(文字なし)	(表) 削字推敲・小字書き入れ多数	
② 第1丁・左	陰4月17日の途中から、同18日、同19日の冒頭 (20～22日の記事なし)	(文字なし)	同上	
③ 第2丁・右	陰4月23日	(文字なし)	同上	
④ 第2丁・左	陰4月24日・同25日	(文字なし)	同上	
⑤ 第3丁・右	陰4月26日・同27日	※判読困難 (字体は大きく異なる)	同上	
⑥ 第3丁・左	陰4月28日・同29日の途中まで	※判読困難 (同上)	同上	
⑬ 第4丁・右	陰5月9日の途中から同10日の冒頭	④ 陰4月24日の残り、同25日	(裏) ④あたりの浄書か	
⑭ 第4丁・左	陰5月10日の続き	④ 陰4月25日の残り、同26日、同27日	(表) 5/10条に日本人集団との接触記事あり	
⑮ 第5丁・右	陰5月10日の続き	⑤ 日	(裏) ④⑤あたりの浄書か	
⑯ 第5丁・左	陰5月10日の続き	⑤ 陰4月27日の残り、同28日	(裏) ⑤⑥ 〃あたりの浄書か	
⑰ 第6丁・右	陰5月10日の続き	⑥ 陰4月28日の残り、同29日	(裏) ⑥ 〃あたりの浄書か	
⑱ 第6丁・左	陰5月10日の残り、同11日の冒頭	⑦ 陰4月29日の残り、同30日		
⑲ 第7丁・右	陰5月11日・(5/12記事はなし(船上))・同13日・同14日	⑧ 陰5月1日、同2日	(表・5/11条) 途中から「啓草」として吏読混じりの短文 (内容は全行程の概況) が挿入	
⑳ 第7丁・左	陰5月14日の残り、同15日	⑨ 陰5月2日の残り、同3日		
㉑ 第8丁・右	陰5月15日の残り、同16日	⑩ 陰5月3日の続き		
㉒ 第8丁・左	陰5月16日の残り、同17日、同18日	⑪ 陰5月3日の残り		
㉓ 第9丁・右	陰5月18日の残り、同19日、同20日、同21日	⑫ 陰5月4日		
㉔ 第9丁・左	陰5月21日の残り、同22日、同23日	⑬ 陰5月4日の残り、同5日		
㉕ 第10丁・右	陰5月23日の残り、同24日、同25日、同26日	⑭ 陰5月5日の残り、同6日		
㉖ 第10丁・左	陰5月26日の残りに続いて「啓草本」1882年陰4月7日～同30日	⑮ 陰5月6日の残り、同7日		
		⑯ 陰5月7日の残り、同8日、同9日		

㉔	第11丁・右	「啓草本」陰4月30日の残り、同5月1日、同2日、同3日	㉗	陰5月9日の続き		(裏) ㉗~㉘あたりと同様の内容、字句に異同あり、5/10条には日本人集団との接触記事あり
㉕	第11丁・左	「啓草本」陰5月3日の残り、同4日	㉘	陰5月9日の残り、同10日		
㉖	第12丁・右	「啓草本」陰5月4日の残り、同5日	㉙	陰5月10日の続き		
㉗	第12丁・左	「啓草本」陰5月5日の続き	㉚	陰5月10日の続き		(表)「啓草本」では日本人集団との邂逅場面が5/10条から5/5条に変更されている
㉘	第13丁・右	「啓草本」陰5月5日の続き	㉛	陰5月10日の続き		
㉙	第13丁・左	「啓草本」陰5月5日の残り、同6日	㉜	陰5月10日の続き		
㉚	第14丁・右	「啓草本」陰5月6日の残り、同7日、同8日、同9日	㉝	陰5月10日の続き		
㉛	第14丁・左	「啓草本」陰5月9日の残り、同10日、同11日、同13日、吏読混じりの「総括」的な文章	㉞	陰5月10日の続き		
㉜	第15丁・右	「総括」の続き	㉟	陰5月10日の続き		
㉝	第15丁・左	「総括」の続き	㊱	陰5月10日の続きか？(判読困難)		(裏) ㉟・㊱あたりの草稿か？ 判字推敲部分あり、字句に異同あり、㊱にみえる吏読混じり文の部分なし
㉞	第16丁・右	「総括」の残り、国王との謁見記(陰6月5日)	㊲	陰5月11日		
㉟	第16丁・左	謁見記の続き	(文字なし)			
㊱	第17丁・右	謁見記の残り、漢詩、跋	(文字なし)			
㊲	第17丁・左	跋の続き(随行官員の姓名)	(文字なし)			

[凡例] 丸数字は筆者撮影の原本、および『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 을릉도감찰일기(鬱陵島檢察日記)』(韓国海洋水産開發院、2006年12月)の附録として掲載された原本影印に筆者の判断で付した仮の整理番号である。丸数字に「`」に付してあるものは、翻刻の際に採用されなかったと推定される部分であることを示す。

【別添2】『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』(2006年)に
影印にて収録された原本に付された番号と、実際の順番との異同対照表(稿)

表紙	
1 … 第1丁・右面	
2 … 第1丁・左面	※本来は続きの記事
3 … 第2丁・右面	
4 … 第2丁・左面	
5 … 第3丁・右面	残1 … 第3丁(裏)・右面
	残2 … 第3丁(裏)・左面
	残3 … 第3丁・左面
	残4 … 第4丁(裏)・右面
6 … 第4丁(裏)・左面	※4月25~27日の記事
7 … 第5丁(裏)・右面	※本来は続きの記事
8 … 第5丁(裏)・左面	
9 … 第6丁(裏)・右面	
10 … 第6丁(裏)・左面	
11 … 第7丁(裏)・右面	
12 … 第7丁(裏)・左面	
13 … 第8丁(裏)・右面	
14 … 第8丁(裏)・左面	
15 … 第9丁(裏)・右面	
16 … 第9丁(裏)・左面	
17 … 第10丁(裏)・右面	
18 … 第10丁(裏)・左面	
19 … 第11丁(裏)・右面	※5月9日の記事
20 … 第4丁・右面	※5月9・10日の記事
21 … 第4丁・左面	
22 … 第5丁・右面	
23 … 第5丁・左面	
24 … 第6丁・右面	
25 … 第6丁・左面	
26 … 第7丁・右面	※本来は続きの記事
27 … 第7丁・左面	
28 … 第8丁・右面	
29 … 第8丁・左面	
30 … 第9丁・右面	
31 … 第9丁・左面	
32 … 第10丁・右面	
33 … 第10丁・左面	※「啓草本」開始部分
34 … 第11丁・右面	
35 … 第11丁・左面	残5 … 第11丁(裏)・左面

36 … 第12丁・右面	残6 … 第12丁(裏)・右面
37 … 第12丁・左面	残7 … 第12丁(裏)・左面
38 … 第13丁・右面	残8 … 第13丁(裏)・右面
39 … 第13丁・左面	残9 … 第13丁(裏)・左面
40 … 第14丁・右面	残10 … 第14丁(裏)・右面
41 … 第14丁・左面	残11 … 第14丁(裏)・左面
42 … 第15丁・右面	残12 … 第15丁(裏)・右面
43 … 第15丁・左面	残13 … 第15丁(裏)・左面
44 … 第16丁・右面	残14 … 第16丁(裏)・右面
45 … 第16丁・左面	
46 … 第17丁・右面	
47 … 第17丁・左面	

〔凡例〕「1」～「47」は、上掲書の217-229頁に影印されている「(1) 鬱陵島検察日記および啓草本の原本図版」に付された数字、「残1」～「残14」は同書、229-232頁に影印されている「(2) 残りの部分(原表記:「나머지 부분」)」とされる画影に付された数字である。

各丁毎の日付の詳細に関しては、【別添1】と相互に対照されたい。